

## 介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品購入費等補助）に係る岩手県版Q&A（第2版）

分類	No.	照会内容	回答内容	備考
1 補助対象施設について	1	(食料品補助)対象施設に、認知症高齢者グループホームは含まれますか？	食料品購入費等補助については、認知症高齢者グループホームは補助対象になりません。	
1 補助対象施設について	2	食材料費の補助は有料老人ホームは対象外なのでしょう？	食料品購入費等補助については、有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護の指定を受けている事業所を含む)は補助対象になりません。	
1 補助対象施設について	3	新設の法人であり、施設の開所日が令和7年7月1日であるが、基準日(令和7年4月1日)に未開設であっても補助対象になるかご教示願いたい。	基準日(令和7年4月1日)に未開設であっても、申請時点で指定を受けていれば、補助対象になりますので、申請時点の定員で申請願います。	
2 補助対象経費について	4	当施設はA株式会社に食事提供サービスを業務委託しており、その業務委託料も対象になるか確認の問い合わせです。 尚、対象となる場合は契約書のコピーを添付すればよろしいでしょうか？	委託により食事提供している場合の業務委託料も補助対象と考えていただいて差し支えありません。 お見込みのとおり、申請時は委託契約書を参考に添付してください。	
2 補助対象経費について	5	当施設では、米調達のみ施設で行っているが、米代に充当するのは可能か。	お見込みのとおり米代に充当可能です。	
2 補助対象経費について	6	給食業務を委託(施設内調理)しており、委託業務費(労務費)と食材費を委託先に支払っております。 食材費に関しては、実際購入した材料費でなく、1食あたりの食材単価で支払っていますが、その場合も対象経費となりますか。	委託により食事提供している場合も補助対象になりますので、申請の際は、委託料支払いの実績や委託契約書(金額が分かる部分を含む)など、補助対象経費の算定のために参考となる資料をご提出ください。	
2 補助対象経費について	7	当法人は食事準備を委託しており、給食費への補助を考えております。 その場合以下の点について、ご教示いただきたく存じます。 1.個票における委託料は給食委託費のみが該当するの、または給食費等(食材費や運搬費など)も含めた委託料を申請額としたものが適当か。 2.Q&Aで施設の定員数の基準日は、令和7年4月1日と回答があるが、委託料の基準日は定員数基準日と同様か、または直近の請求日とするものか。	1 委託料は給食費等(食材費や運搬費など)も含めた委託料が補助対象経費になるものと考えていただいて差し支えありません。 2 交付決定日以降に生じた経費が補助対象経費になるため、交付決定日以降に発生している委託料について定めた委託契約を参照願います。	
3 申請方法について	8	見積書や領収書の添付は必要でしょうか。	交付決定のための参考資料として見積書の写しの提出をお願いしたいところですが、事業所によっては見積書をとって食料品を購入しているわけではない事業所もあるかと思しますので、食事提供の年間委託契約書の写し(月ごとの費用を割り返してメモし、補助対象にしたい期間を示していただく等の対応をお願いする場合があります)や、過去の食料品購入実績が分かるものの写し(発注書や請求書など)を添付いただくことを想定しています。	
3 申請方法について	9	「設備・備品等購入費等」と「食料品購入費等」については別の事業と捉え、それぞれ申請可能なのでしょうか。	お見込みのとおり別事業と捉えていただくようお願いいたします。なお、申請書の中では分けて記載するようになっておりますが、申請については、設備・備品、食料品の2種類の事業をまとめて1つの申請書で行うこととなります。多くの事業所にすばやく資金交付したく、補助は1事業所(施設)当たり1回までで、かつ法人ごとに申請いただくこととしており、別々で申請することはできませんので、ご理解くださるようお願いいたします。	
3 申請方法について	10	当法人の事業所について、来年度から運営主体が変更になる予定です。 目下事業所の廃止届及び指定申請の準備をしているところですが、介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業について伺います。 Q1 介護サービス事業所等の合併又は別法人による事業の承継の場合において、3月に廃止前の介護サービス事業所等として補助金を申請し、4月に新規に指定を受けた介護サービス事業所等において補助金を活用することは可能でしょうか？	活用可能ですが、申請内容(申請者等)の変更のお手続きをお願いする場合があります。	
3 申請方法について	11	「設備・備品等購入補助金」「食料品購入補助金」については9月末までに事業を完了させ、請求書・実績報告書を提出した後の事後清算という解釈でよろしいでしょうか？もしくは前金払請求書の提出により 見込み額が事前に入金されるのでしょうか？	基本的には事後精算により補助金交付する取扱いとしています。9月末はあくまでもメドとして掲載したものであり、請求手続きが令和8年12月までに完了していただければ、9月以降の事業実施も可能です。	
3 申請方法について	12	設備・備品等購入費等 と 食料品購入費等 について特養は両方申請できるという理解でよろしいでしょうか。 (2つの補助金が同時に申請できるかどうか)	特養については、設備・備品補助、食料品補助の両方が補助対象になりますので、同時に申請いただくことが可能です。	
3 申請方法について	13	食料品購入費の見積書は必須でしょうか？ 給食提供の食料品については業者毎の売買基本契約に基づき、都度発注となっております。品目がかなりの数となっておりますが、請求書があればよろしいでしょうか。 また、領収書は銀行の振込受付書で代用可能でしょうか？ 取引先ごとの領収書徴収が必要でしょうか？	交付決定のための参考資料として見積書の写しの提出をお願いしたいところですが、事業所によっては見積書をとって食料品を購入しているわけではない事業所もあるかと思しますので、食事提供の年間委託契約書の写し(月ごとの費用を割り返してメモし、補助対象にしたい期間を示していただく等の対応をお願いする場合があります)や、過去の食料品購入実績が分かるものの写し(発注書や請求書など)を添付いただくことを想定しています。 実績報告時の添付資料は、領収書、請求書、納品書等のうち、補助対象経費の内容、金額等が判断できる、いずれかの資料で審査することを想定しています。領収証等の原本は不要で、写しなどをメールでご提出いただけます。	
3 申請方法について	14	サービス継続支援事業費補助金について、資料提出に関して下記の資料が良いか確認です。 ・設備・備品購入費 ⇒ 水道光熱費で申請 電気料金の明細書 3ヶ月分 12月～2月分 ・食材費 ⇒ 入居者の給食費で申請 給食委託業者請求書 3ヶ月分 12月～2月分 上記の考えで大丈夫でしょうか？	お示しのとおり添付資料で申請いただいて構いません。	

介護施設等に対するサービス継続支援事業(食料品購入費等補助)に係る岩手県版Q&A(第2版)

分類	No.	照会内容	回答内容	備考
3_申請方法について	15	食料品購入について質問がございます。 (当法人の運営事業について) ・A施設・・・特別養護老人ホーム ・B施設・・・地域密着型特別養護老人ホーム ・両施設ともに短期入所もでございます。 (給食の運営状況) 本体施設であるA施設にて食材を購入し食事を作り、サテライト型のB施設に真空パックで配送しています。例にもれず物価高騰のあおりを受け材料費は厳しい状況にあります。この場合の申請については、それぞれの事業所で様式第一号別紙2(個票)を記載し、法人事業所としてまとめる形で宜しいでしょうか？また、購入食材の納品書や購入実績がわかる資料については、一つの厨房で行っているため、同じ物を添付する形で宜しいでしょうか？	お見込みのとおり、各事業所ごとに個票を作成していただいた後、法人単位でまとめて申請いただきます。本体施設が一括調理している場合は、添付書類を各事業所同一のもので構いませんが、補助対象経費(補助対象期間)がどの程度か確認したいので、定員で按分するなど、事業所ごとの実績を整理してください。	
3_申請方法について	16	【食料品購入費等】の申請について、食料品については様々な食材を購入している中で、過去3ヶ月分の納品書等を見積額に変えることはできるか。(日々の人数、メニューによって食材も変わるため、予め見積額を取るのが不可能なため)	お見込みのとおり、見積書の提出が難しい場合は、過去の納品書等を参考資料として添付の上、申請いただくことは可能です。	
3_申請方法について	17	介護施設等に対するサービス継続支援事業(食料品等の購入費用)について 一月に購入した食材費を合計すると補助上限額を超える見込みだが、品目・数量等を詳細に記載すると相当な文字数となるため食材費一式としてよいか。また、所要額の算出方法についての記載が見つけられなかったが、見込額が補助上限額を超えるため、上限額の記載でよいか。	申請様式への記入は食材費一式としてよいですが、参考資料として食材費の項目や数量、金額が分かるものを添付してください。過去1か月分の費用を算定の上、6か月分を申請するなど所要額を算定してください。見込額が補助上限額を超える見込みとのことですが、様式に所要額を入力すると、上限額と所要額のうち、小さい方が自動的に表示されるようになっていきます。	
3_申請方法について	18	①説明資料の中で例として3か月分のレシートとありますが、これは連続した月の3か月分でしょうか？それともばらばらの月のレシートでもいいということでしょうか？ ②補助金申請書をメールで送った際、受け取った旨の返信をいただくことはできないものでしょうか？いつもちゃんと送ってあるか不安のため。	①特に支出が多い月をピックアップする必要があるなど、特段の理由がなければ連続した3か月のレシートをご提出ください。 ②限られた人員で審査事務を行う必要があるため、申請受付時のメールは送付しない見込みです。	
3_申請方法について	19	R8年度より委託費の変更(増額)を予定しております。まだ新しい契約書が出来上がっていない状態です。その場合、今回の申請時に添付する契約書は現在の契約書を添付してよろしいのでしょうか。	新しい契約に関する金額等が変わる資料がなければ、現時点の契約書を添付いただいて構いません。	
4_その他	20	予算に達し次第、申し込み締め切り、となっておりますが、その予算はいくらでしょうか。	介護事業所等に対する介護サービス継続支援事業(設備備品に対する補助)については、2億8400万円を計上しています。 介護施設等に対する介護サービス継続支援事業(食料品に対する補助)については、2億4400万円を計上しています。	